

消防の動き



2008
5
No.446

- 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案の概要
- 救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果について



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency





Photo / Japan Firefighters Association, German Fire Services Association, Chris E. Mickal of N.O.F.D

消防団国際会議

International Volunteer Fire Service Conference

日時：2008年5月14日(水) 13:00～16:40・15日(木) 9:30～12:00

会場：都市センターホテル コスモスホール 東京都千代田区平河町2-4-1

テーマ：各国の消防団が当面する課題 / 大規模な自然災害やテロ事件における消防の対応のあり方

主催：財団法人 日本消防協会

共催：総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会、兵庫県、神戸市

URL：<http://www.nissho.or.jp/ivfc.html>

後援：NHK、(社)日本民間放送連盟、(社)日本新聞協会、日本商工会議所、(社)日本経済団体連合会、東京消防庁、(財)自治体国際化協会、(財)日本防火協会、(財)日本消防設備安全センター、消防団員等公務災害補償等共済基金、(財)日本防火研究普及協会、(財)全国危険物安全協会、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、(財)消防科学総合センター、(社)日本損害保険協会、(財)消防試験研究センター、(財)全国市町村振興協会

協賛：(社)全国消防機器協会、(社)日本火災報知機工業会、(財)日本防災協会、(社)日本消火装置工業会、(社)日本消防ポンプ協会、日本消防標識工業会、(社)全国避難設備工業会、日本消防ホース工業会、(社)日本消防放水器具工業会

※共催、後援、協賛団体は予定を含む

自治体消防制度60周年記念事業



消防団国際会議・広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

変わる消防、変わらぬ心



川崎市消防局長 及川 洋

災害列島とも言われる我が国において、昨年は能登半島地震、新潟県中越沖地震などの大規模な地震が相次いで発生したほか、台風第9号による豪雨等の自然災害が各地に大きな爪痕を残しました。

また一方では、首都直下地震や東海地震、東南海・南海地震の切迫性が指摘されているほか、国際情勢、社会経済情勢の変化に伴うテロ災害やNBC災害が危惧されるなど、市民の方々は日々の生活の中で不安感を募らせており、それだけに我々消防に寄せる期待は大きく高まっております。

このような状況の中、我が国では、消防の広域化をはじめ、緊急消防援助隊の機動力の強化、特殊災害に対応する特別高度救助隊等の設置、あるいは国民保護体制の充実強化等、時代の変化に即応した体制整備に向け大きく動いているところでありますが、今年迎えた自治体消防制度60周年という年が、まさに「新たな消防変革の年」の始まりと感じているところであります。

さて、私ども川崎市の消防の歴史を振り返りますと、昭和23年の消防組織法施行に伴い1課4係、2署7出張所の組織と消防吏員163人、消防車23台、救急車1台の陣容をもって「川崎市消防本部」がスタートしたものでありますが、その後、高度経済成長期に入り石油コンビナート群の形成や建築物の高層化、大規模な住環境の整備等が次々と進められる中、石油コンビナートでの化学火災や高層建築物の火災、急激な宅地開発による土砂災害等、それまで経験したことのない災害に直面することとなり、これらの災害に対応するため、消防職員の大幅な増員をはじめ、各種車両等の配備、人命救助を専任とした特別救助隊の発隊など、逐一、消防力の増強を図りながら大きく発展してきたところであります。

現在、川崎市消防局では消防署所再編による適正配置を完了し、3部8課1隊、8署27出張所の組織と消防吏員1,425人をもって、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を目指して各種事業を推進しており、その重点施策の1つでもあります「安全で快適に暮らすまちづくり」のため、大規模災害時における要援護者の一時避難所としても活用可能なホテルと消防署を複合化した施設の供用を開始するなど、順次防災拠点の整備を図っているほか、指揮情報隊や特別高度救助隊等の設置をはじめ、人口増による新たな救急車の配備など救急救助体制の充実強化等に取り組んでいるところでありますが、今日の財政状況を踏まえると、なかなか厳しいものがあります。

このことは私ども川崎消防のみならず全国の消防が当面する共通の課題かとは思いますが、いま一度消防の軌跡を顧みますと、我々の諸先輩も、また同じく刻々と変わり行く社会情勢の中で「尊い命を、ただひたすら守り抜く」という不変の使命を果たすべく現在の消防を築き上げてきた訳であり、これから先も全消防職員が「一家同心」を合言葉に、この不変の使命感と消防という枠組を超えた柔軟な発想をもってすれば、我々の消防組織はいささかも揺るぎのない盤石なものになると改めて確信するところであります。



消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案の概要

危険物保安室、消防・救急課

1 本法律案提出の背景

消防庁では、切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、平成19年7月から開催した「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」において危険物施設の保安の充実方策のあり方を、平成17年10月から開催している「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」において平成19年7月より広域消防応援制度（緊急消防援助隊等）のあり方をそれぞれ検討し、平成19年12月には、「危険物施設における保安の充実方策のあり方について（中間報告）」、「広域消防応援制度（緊急消防援助隊等）について（報告）」が取りまとめられたところです。

また、消防審議会（会長：吉井博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授）においても、危険物施設の事故防止対策及び緊急消防援助隊の効果的な運用等のあり方について審議が行われ、平成20年2月15日に「大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申」が消防庁長官に対し手交されました。

消防庁においては、前記中間報告・報告及び答申を踏まえ、危険物流出等の事故（危険物施設からの危険物の流出、危険物施設の破損等の火災危険性の高い事故）の原因調査のための仕組みの充実及び災害時における緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るための消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に関する法制化の作業を行ってきましたが、去る平成20年3月4日に「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日に国会に提出されたところです（閣法第63号）。

以下、本法律案の概要を紹介します。

2 本法律案の内容

（1）消防法の一部改正

火災危険性の高い物質として消防法上規制されている「危険物」の貯蔵、取り扱いを行う危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）においては、近年、危険物の流出事故が増加傾向にあり、平成18年中の事故件数は375件と、近年で最も事故件数の少なかった平成6年と比べると、約2.2倍となっています。

また、大規模地震が発生した場合には、危険物施設から危険物が流出する事故が多発しており、切迫する大規模地震等の災害時には危険物施設に起因する大火災や大爆発が発生する可能性が高まるといえます。

以上の現状から、危険物施設における安全対策・事故防止対策が必要となるところですが、そのための第一歩は、それぞれの事故原因を精確に調査し、その結果を踏まえて、危険物施設の技術基準の見直しや施設点検技術の向上などの的確な事故防止対策につなげることです。

しかし、危険物施設における危険物流出等の事故については、現行法上は原因調査に係る規定が明確でないことから、十分な情報を収集できていません。

そこで、蓄積した事故原因の調査結果に基づいて技術基準等を改正し、類似事故の再発の防止と火災予防の充実を図るため、危険物施設における危険物流出等の事故の原因調査をすることができるよう、以下のような改正を行うものです。

- ① 危険物流出等の事故の原因調査のための権限の付与
危険物施設の設置許可など、危険物施設に係る各種の許可・認可を行っている市町村長、都道府県知事又は総務大臣が危険物流出等の事故の原因を調査することがで



きることとし、精確かつ効率的な調査を行うために必要な権限を付与することとしています。

具体的には、事故を起こした危険物施設、その他事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者又は占有者に対して資料提出命令や報告徴収を行ったり、これらの場所へ立ち入って危険物の状況又は危険物施設等の事故に関係のある工作物や物件に対して検査を行ったり、関係のある者への質問を行ったりすることができるようにしています。

② 消防庁長官による調査

事故の規模が大規模であったり、非常に特殊な事故であったりする場合には、調査を行う市町村長や都道府県知事の調査体制・科学的な専門性に不足が生じることも想定されます。

そこで、危険物流出等の事故原因の調査を行う市町村長や都道府県知事の求めに応じて、消防庁長官が調査を実施できることとしています。

(2) 消防組織法の一部改正

本法律案のうち消防組織法の一部改正については、緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、

- ① 災害発生市町村において行動している緊急消防援助隊の他の災害発生市町村への部隊移動について指示等できる制度の整備
- ② 都道府県における消防応援活動調整本部の設置
- ③ 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動についての指示の要件の見直し

等の改正を行うものです。

以下は、主にこれらの項目に沿って説明していきます。

- ① 災害発生市町村において行動している緊急消防援助隊の他の災害発生市町村への部隊移動について指示等できる制度の整備

大規模災害時には、災害発生市町村の消防の応援等のため、他の都道府県の市町村から緊急消防援助隊が出動しますが、特に切迫性が指摘されている大規模地震等を想定した場合、出動できる緊急消防援助隊には限りがあ

ります。このような場合、既に災害発生市町村において行動している緊急消防援助隊を他の災害発生市町村に部隊移動させる必要がありますが、これまではその仕組みが整備されていませんでした。

そこで、緊急消防援助隊の部隊移動が同一都道府県内に限られる場合は、都道府県が国よりも災害の現状について詳細に把握できるため、原則として、都道府県知事が既に災害発生市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村に部隊移動することを指示することができることとしています。

また、緊急消防援助隊の部隊移動が都道府県域を越える場合については、全国的な視点から広域的な応援態勢等を踏まえて行う必要があるため、消防庁長官の指示等に基づき、既に災害発生市町村において行動している緊急消防援助隊が当該災害発生市町村以外の災害発生市町村に部隊移動できることとしています。

② 都道府県における消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊が出動する場合は、当該都道府県の航空消防隊による消防の支援、市町村による消防の応援が行われています。これらの都道府県内での消防の応援等や都道府県知事の緊急消防援助隊に対する部隊移動の指示等が円滑に行われるよう、総合調整等を行う消防応援活動調整本部を当該都道府県に設置することとしています。

消防応援活動調整本部の概要は以下のとおりとなっています。

○設置要件

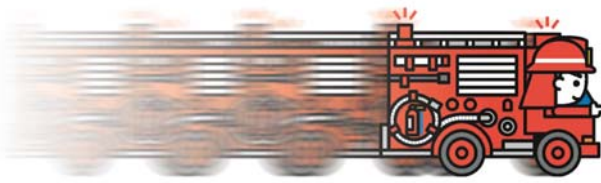
緊急消防援助隊が当該都道府県内の災害発生市町村に出動したとき（災害発生市町村が二以上ある場合に限る）

○調整本部長

都道府県知事

○本部長

- ・都道府県の職員
- ・都道府県内の消防本部のうち都道府県知事が指定するもの（代表消防本部等大規模な消防本部を想定しています。）の長又はその指名する職員



・災害発生市町村の長の指名する職員

・緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者（指揮支援部隊長を想定しています。）

※ 調整本部長は、必要があると認めるときは、消防庁職員など国の職員等を調整本部の会議に出席させることができます。

③ 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動についての指示の要件の見直し

消防庁長官が緊急消防援助隊の出動について指示することができるのは、著しい地震災害等の大規模災害又は毒性物質の発散等により生ずる特殊な災害に対処するため特別の必要があるときです。このうち大規模災害については、大規模災害が二以上の都道府県に及ぶ場合に限られていますが、被害の発生する範囲が一の都道府県に限られる直下型地震が全国どこでも起こり得ると指摘されています。

そのため、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動について指示することができる大規模災害の要件を、二以上の都道府県に及ぶ大規模災害から一の都道府県内の大規模災害に見直し、大規模災害が一の都道府県に限られる場合であっても指示することができることとしています。

④ その他

消防法の改正に伴う危険物流出等の事故の原因調査制度の整備に伴い、消防庁の所掌事務について改正を行います。

また、緊急消防援助隊に対する都道府県知事の指示権を設けることなどに伴い、都道府県の所掌事務について改正を行います。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案の概要
 <大地震に備えた消防防災体制の強化>

《背景》

- ・東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の発生が切迫。
- ・さらに、全国いつでもどこでも大型直下型地震が起こる可能性がある。
- ・これらの大地震では、甚大な被害が生じることが予測されている。
 （首都直下地震の被害想定：死者数1万1,000人、全壊85万棟、経済損失112兆円）

国民の安心・安全の確保は、我が国経済社会の基盤であり、国家の基本的な責務である。大地震による被害最小化を図るためには、消防防災体制の更なる強化が不可欠。

対策1 危険物流出等の事故調査の実施（消防法関係）

危険物流出等の事故は、10年間で約2倍に増加。大地震の際に重大事故が起きるのを未然に防止するための対策が必要。

- ・屋外タンク等からの危険物流出等の事故について、消防機関が原因調査を行うために、必要な措置を講ずることができるようにする。

対策2 緊急消防援助隊の機動力の強化等（消防組織法関係）

阪神・淡路大震災を契機に創設した緊急消防援助隊のこれまでの活動の実態にかんがみ、大規模災害の際に、より機動的に活動できるような仕組みを整備することが必要。

- ・都道府県知事が、都道府県内における緊急消防援助隊の部隊移動を行うことができることとする。
- ・そのために必要な調整を行う、都道府県知事を長とする消防応援活動調整本部を設けることとする。

※緊急消防援助隊について
 ・大規模災害発生時に、国の責務として、全国的な観点から消防の応援を行う仕組み。
 特に重大な災害には消防庁長官の指示により部隊が出動。
 ・3,751隊、4万4,000人規模が登録（平成19年4月現在）。

(3) その他

本法律案が国会の審議を経て可決成立した際には、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

3 おわりに

消防庁においては、本法律案の今通常国会における成立を目指して努力するとともに、制度改正の周知徹底や危険物流出等の事故原因調査の実施のためのマニュアルの策定、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の見直し並びに緊急消防援助隊に係る受援計画の見直しに関する都道府県に対する助言等、円滑な施行に向けた準備作業を実施する予定です。



救急搬送における医療機関の 受入状況等実態調査の結果について

救急企画室

1 背景

昨年、救急搬送における産科・周産期傷病者の医療機関の受入状況等について調査を行ったところですが、産科・周産期傷病者以外の救急搬送においても医療機関の受入照会回数が多数に及ぶ事案が各地に見られるなど、救急体制については各地域において様々な課題があると指摘されております。このため、消防庁は、産科・周産期傷病者以外にも調査範囲を拡大し、救急搬送における医療機関の受入状況等について実態調査を行い、このたび、その結果がまとまりましたので報告します。

*本調査は、救急搬送における医療機関の受入状況等を緊急に把握するため、各消防本部における現時点での搬送データを基に集計した速報値であり、今後、数値の変更があり得るものです。

2 平成19年における救急搬送の概況

全国の消防本部における救急自動車による総搬送人員は491万8,479人でした。このうち、本調査の対象となる搬

送人員は次のとおりです。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 重症以上傷病者搬送人員 | 53万 671人 |
| 2. 産科・周産期傷病者搬送人員 | 4万6,978人 |
| 3. 小児傷病者搬送人員 | 38万6,221人 |
| 4. 救命救急センター等搬送人員 | 15万7,880人 |

*重症以上とは、搬送時に「医療機関で3週間以上の入院を要する」または「死亡」と診断されたものをいう。

*産科・周産期の搬送人員とは、産婦人科への搬送人員も含むものとする。

*小児傷病者とは、15歳未満の傷病者をいう。

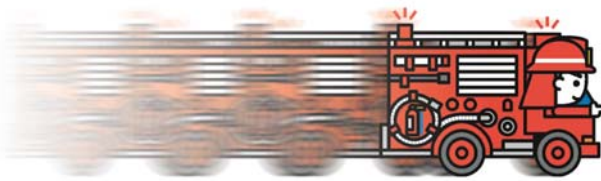
*救命救急センター等とは、救命救急センター及び地域で救命救急センターに準じて取り扱われる施設をいう。

(1) 医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数 (表1参照)

「1. 重症以上傷病者搬送人員」53万671人から転院搬送人員11万9,046人を除いた、41万1,625人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは1万4,387件、6回以上のものは

表1 医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数

		1回	2～3回	4～5回	6～10回	11回～	計	最大照会回数	集計不能本部
重症以上傷病者	件数	309,230	44,609	8,989	4,324	1,074	368,226	50	134
	割合	84.0%	12.1%	2.4%	1.2%	0.3%	100%		
産科・周産期傷病者	件数	18,500	2,944	721	310	53	22,528	43	118
	割合	82.1%	13.1%	3.2%	1.4%	0.2%	100%		
小児傷病者	件数	263,925	45,210	6,377	2,021	220	317,753	35	123
	割合	83.1%	14.2%	2.0%	0.6%	0.1%	100%		
救命救急センター等搬送傷病者	件数	97,323	17,258	4,080	2,108	802	121,571	63	559
	割合	80.1%	14.2%	3.4%	1.7%	0.7%	100%		



5,398件、11回以上のものも1,074件ありました。最大照会回数は、50回でした。

「2. 産科・周産期傷病者搬送人員」4万6,978人から転院搬送人員2万2,805人を除いた、2万4,173人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは1,084件、6回以上のものは363件、11回以上のものも53件ありました。最大照会回数は、43回でした。

「3. 小児傷病者搬送人員」38万6,221人から転院搬送人員3万2,175人を除いた、35万4,046人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは8,618件、6回以上のものは2,241件、11回以上のものも220件ありました。最大照会回数は、35回でした。

「4. 救命救急センター等搬送人員」15万7,880人から転院搬送人員2万3,838人を除いた、13万4,042人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは6,990件、6回以上のものは2,910件、11回以上のものも802件ありました。最大照会回数は、63回でした。

(2) 現場滞在時間区分ごとの件数 (表2参照)

「1. 重症以上傷病者搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは1万5,656件、60分以上のものは1,721件、90分以上のものは405件、120分以上のものは

153件、150分以上のものも65件ありました。

「2. 産科・周産期傷病者搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは1,335件、60分以上のものは111件、90分以上のものは28件、120分以上のものは12件、150分以上のものも3件ありました。

「3. 小児傷病者搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは5,112件、60分以上のものは229件、90分以上のものは38件、120分以上のものは16件、150分以上のものも5件ありました。

「4. 救命救急センター等搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは7,798件、60分以上のものは964件、90分以上のものは223件、120分以上のものは73件、150分以上のものも31件ありました。

(3) 受入に至らなかった理由ごとの件数 (表3参照)

「1. 重症以上傷病者搬送事案」において、受入に至らなかった主な理由は、「処置困難*」(22.9%)、「ベッド満床」(22.2%)、「手術中・患者対応中」(21.0%)、「専門外」(10.4%)となっています。

「2. 産科・周産期傷病者搬送事案」において、受入に至らなかった主な理由は、「処置困難」(21.5%)、「手術中・患者対応中」(19.0%)、「専門外」(13.5%)、「ベッド満床」(10.1%)、となっています。

「3. 小児傷病者搬送事案」において、受入に至らなかった主な理由は、「専門外」(25.2%)、「手術中・患者

表2 現場滞在時間区分ごとの件数

		30分未満	30分以上	60分以上	90分以上	120分以上	150分以上	計	集計不能本部
重症以上傷病者	件数	372,327	13,935	1,316	252	88	65	387,983	74
	割合	96.0%	3.6%	0.3%	0.1%	0.02%	0.02%	100%	
産科・周産期傷病者	件数	22,159	1,224	83	16	9	3	23,494	64
	割合	94.3%	5.2%	0.4%	0.1%	0.04%	0.01%	100%	
小児傷病者	件数	330,213	4,883	191	22	11	5	335,325	71
	割合	98.5%	1.5%	0.1%	0.01%	—	—	100%	
救命救急センター等搬送傷病者	件数	103,264	6,834	741	150	42	31	111,062	550
	割合	93.0%	6.2%	0.7%	0.1%	0.04%	0.03%	100%	



対応中」(21.8%)、「処置困難」(16.1%)、「医師不在」(10.6%)となっています。

「4. 救命救急センター等搬送事案」において、受入に至らなかった主な理由は、「処置困難」(24.7%)、「手術中・患者対応中」(21.2%)、「ベッド満床」(21.0%)、「専門外」(9.3%)となっています。

*「処置困難」とは、医療機関が、傷病者の症状に対処する設備・資器材がない、手術スタッフが不足している、傷病者の症状から手に負えないことを理由に受入できないと回答したものをいいます。

(4) 照会回数11回以上の事案

「1. 重症以上傷病者搬送事案」において、受入に至らなかった主な理由は、「処置困難」(31.5%)、「ベッド満床」(23.8%)、「手術中・患者対応中」(17.7%)、「専門外」(9.1%)となっています。

「2. 産科・周産期傷病者搬送事案」において、受入に至らなかった主な理由は、「処置困難」(38.7%)、「ベッド満床」(17.0%)、「手術中・患者対応中」(12.3%)、「専門外」(7.1%)、「初診(かかりつけ医なし)」(6.5%)となっています。

「3. 小児傷病者搬送事案」において、受入に至らなかった主な理由は、「処置困難」(29.0%)、「専門外」(22.5%)、「手術中・患者対応中」(12.2%)、「医師不在」(5.4%)となっています。

「4. 救命救急センター等搬送事案」において、受入

に至らなかった主な理由は、「処置困難」(36.8%)、「ベッド満床」(17.7%)、「手術中・患者対応中」(15.5%)、「専門外」(10.3%)となっています。

3 まとめ及び今後について

今回の調査項目の全てから受入回数が多数に及ぶ選定困難事案が多く見受けられました。本欄では紹介していませんが、特に首都圏、近畿圏等の大都市周辺部を中心に数多く見られるなど、救急搬送を巡る受入状況には大変厳しいものがあります。(詳しい調査結果は、消防庁ホームページでご覧いただけます。<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/200311/200311-3houdou.pdf>)

消防庁では昨年12月、救急業務高度化推進検討会に「消防機関と医療機関の連携に関する作業部会」を設置し、①受入医療機関に関する情報収集について、②消防機関から医療機関への情報伝達のあり方について、③救急隊と指令センターとの連携方策について検討を重ね、今年3月21日に「消防機関と医療機関の連携に関する作業部会中間報告」を取りまとめました。

また、今後も厚生労働省と連携し、救急搬送・受入医療体制の整備を図るため、諸課題の解決に取り組み、消防機関、医療機関をはじめ関係機関においても、国民の安心・安全を守るべく、より一層の連携強化を図っていただくことを期待します。

表3 受入に至らなかった理由ごとの件数

		手術中・患者対応中	ベッド満床	処置困難	専門外	医師不在	初診(かかりつけ医なし)	理由不明その他	計	集計不能本部
重症以上傷病者	件数	24,458	25,881	26,674	12,061	4,112	242	22,991	116,419	196
	割合	21.0%	22.2%	22.9%	10.4%	3.5%	0.2%	19.7%	100%	
産科・周産期傷病者	件数	1,348	713	1,520	958	510	135	1,895	7,079	163
	割合	19.0%	10.1%	21.5%	13.5%	7.2%	1.9%	26.8%	100%	
小児傷病者	件数	17,222	3,376	12,676	19,885	8,343	119	17,289	78,910	179
	割合	21.8%	4.3%	16.1%	25.2%	10.6%	0.2%	21.9%	100%	
救命救急センター等搬送傷病者	件数	10,460	10,362	12,187	4,588	1,600	59	10,035	49,291	580
	割合	21.2%	21.0%	24.7%	9.3%	3.2%	0.1%	20.4%	100%	

平成19年(1月～12月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は対前年比1,303件の増加

平成19年(1月～12月)における総出火件数は5万4,579件であり、前年と比べると1,303件の増加(+2.4%)となっており、おおよそ1日あたり150件、10分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	31,246	57.2%	-260	-0.8%
林野火災	2,156	4.0%	580	36.8%
車両火災	5,799	10.6%	-444	-7.1%
船舶火災	123	0.2%	21	20.6%
航空機火災	6	0.0%	5	500.0%
その他火災	15,249	27.9%	1,401	10.1%
総出火件数	54,579	100.0%	1,303	2.4%

2 火災による死者は66人の減少、負傷者は70人の減少

火災による死者は2,001人で、前年と比べると66人の減少(-3.2%)となっています。火災による負傷者は8,471人であり、前年と比べると70人の減少(-0.8%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)は1,152人で、35人の減少となったものの、5年連続1,000人を超える

建物火災による死者は、1,499人です。このうち住宅火災による死者は、1,357人であり、放火自殺者等を除くと1,152人となっています。これは前年と比べると35人の減少(-2.9%)となったものの、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超えた平成15年から、5年連続で1,000人を超えています。

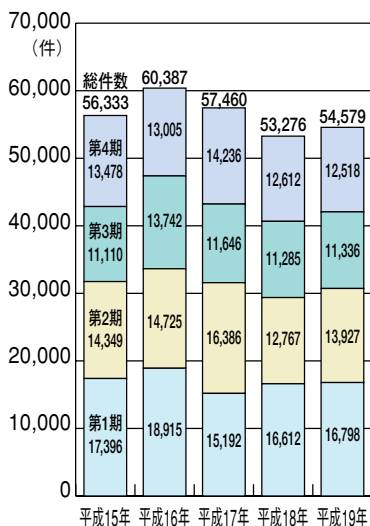
また、建物火災による死者に占める住宅火災による死者の割合は90.5%で、出火件数の割合56.9%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約6割が高齢者

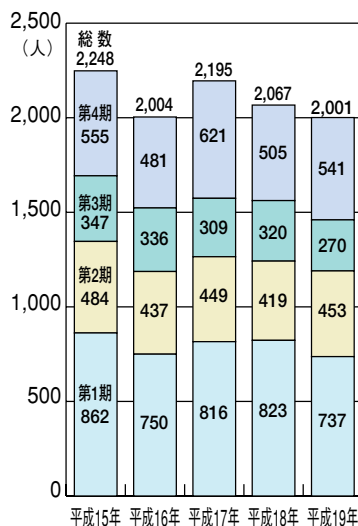
住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)1,152人のうち、685人(59.5%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災による死者の発生した経過別にみると、逃げ遅れ697人(62人の減・-8.2%)、着衣着火53人(15人の減・-22.1%)、出火後再進入20人(4人の減・-16.7%)、その他382人(46人の増・+13.7%)となっています。

過去5年間の火災の推移

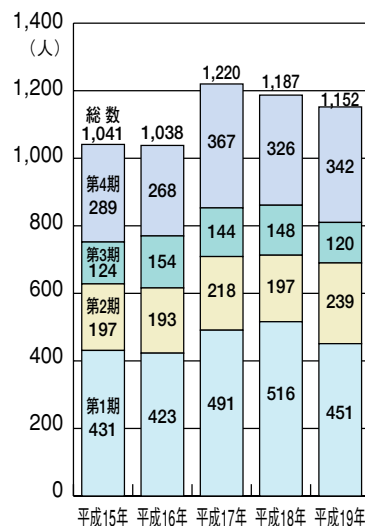


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災による死者の推移
(放火自殺等を除く)

※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災 5万4,579件を出火原因別にみると、「放火」6,447件 (11.8%)、「こんろ」6,086件 (11.2%)、「たばこ」5,701件 (10.4%)、「放火の疑い」4,670件 (8.6%)、「たき火」3,174件 (5.8%) の順となっています。

また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、1万1,117件 (20.4%) となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成19年中の住宅火災による放火自殺者等を除く死者数は1,152人となり、前年と比較すると35人の減少ですが、未だ1,000人を大きく超えています。平成18年6月に全ての住宅に住宅用火災警報器の設置・維持を義務付ける消防法の改正が行われており、既存住宅についても市町村条例で定める日から義務付けが開始されます。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、設置・維持の義務付けの開始を待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

このため、平成19年度は広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを全国11箇所で開催したほか、様々なメディアを活用した広報活動、報道機関や消防関係機関等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器の早期設置促進活動を行いました。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、1万1,117件で、全火災の20.4%を占めています。

消防庁では放火行為の抑制に効果が期待される「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、全国4地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行う等、今後も「放火されない環境づくり」による安心で安全な暮らしの実現を目指していきます。

8 林野火災への取組

林野火災の件数は、2,156件

で前年と比較し580件の増加(+36.8%)となっています。

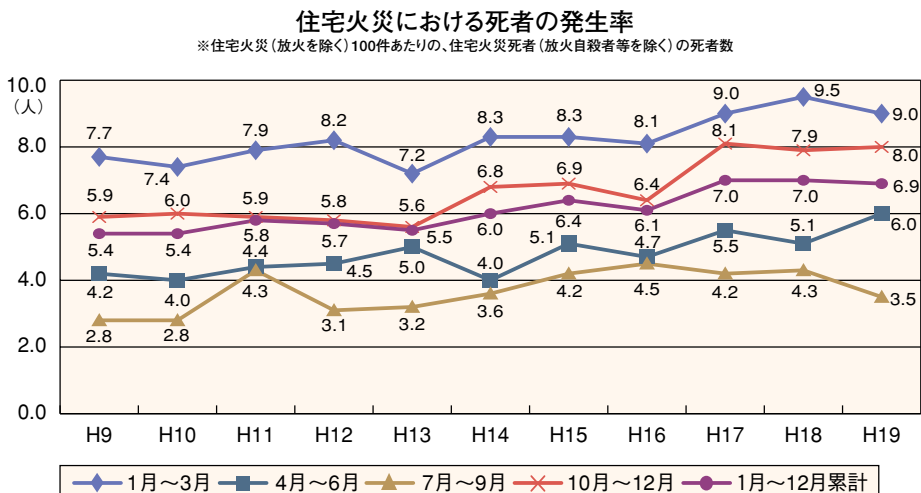
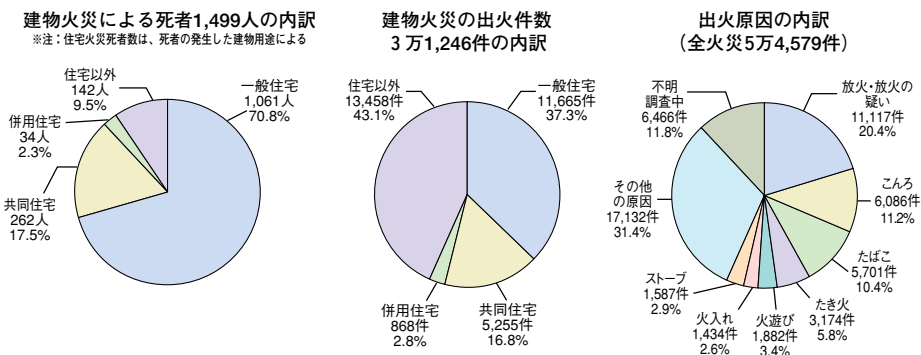
消防庁では林野庁と共同して「広域的な林野火災発生時における消防活動体制のあり方検討会」を開催し、無人航空機(UAV)を使用した実証実験を実施しました。情報収集・偵察用としての利用可能性や、消防活動を行う関係機関の情報共有・伝達のあり方等の検討を行い、その結果を報告書として公表しました。

また、毎年3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、平成20年についても「山火事は地球の未来も燃やします」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

9 石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正が平成17年12月1日に施行されたことに伴い、特定事業者は平成20年11月末までに石油タンク全面火災に対応する大容量泡放射システムを配備することとなります。

消防庁ではこのような状況を踏まえ、石油コンビナート等防災計画の修正の前提として、システムの有効性及び輸送計画の確認・検証を行うに当たっての留意事項を平成19年10月に関係道府県あてに通知しました。



原子力発電所等立地消防本部の 消防体制の強化について

消防・救急課、特殊災害室

平成19年(2007年)新潟県中越沖地震に伴い発生した東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所3号機所内変圧器火災(以下「東電変圧器火災」という。)の対応において、事業者の自衛消防体制の不備に加え、柏崎市内在り震度6強の揺れに見舞われたことに伴い119番通報が殺到し、消防機関への通報が遅れたことなど、適切な応急対応が講じられなかったことは、原子力発電所等(原子力発電所及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設をいう。以下同じ。)における大規模地震時の応急体制に様々な課題があるという警鐘となりました。

消防庁では、この東電変圧器火災の教訓を踏まえ、経済産業省原子力安全・保安院と連携して、原子力発電所等の自衛消防体制の充実強化に向けた具体的な方策を検討するとともに、大規模地震時に原子力発電所等において火災等が発生した場合の消防体制を強化するため、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」(平成13年3月作成)等についての見直し作業を行ってきました。

これらの検討結果等を踏まえて、「消防力の整備指針」の一部改正を行うとともに、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル-地震対策編-」等を作成し、去る3月14日付けで各都道府県消防防災担当部局、各政令市消防局等へ告示の通知及びマニュアル等の配布を行いました。

以下、原子力発電所等立地消防本部の消防体制の強化について、その概要を説明します。

1. 経済産業省原子力安全・保安院における検討

東電変圧器火災を踏まえて、平成19年7月20日に、経済産業大臣は、原子力発電所等を設置する原子力事業者11社に対して、原子力発電所等の安全確保に万全を期すことにより、いち早く国民の安心と理解を回復できるよう、自衛消防体制の強化について指示しました。この大臣指示を受け、7月26日に、原子力事業者は次に示す4つの対策を平成19年度内に実施する内容の改善計画を作成し、経済産業大臣に提出しました。

ア. 常駐又は迅速な参集による夜間・休日における10名以上の初期対応要員の確保

イ. タンク付き消防車及び化学消防車等の配備
ウ. 消防署と発電所中央制御室等との間の専用通信回線の設置・機能確保

エ. 地元消防署等と連携した訓練の実施

また、平成19年8月から、経済産業省原子力安全・保安院の「中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するWG」(以下「WG」という。)において原子力

原子力発電所等の火災に対応する「消防力の整備指針」の見直しについて

【課題】

大規模災害による火災や救助事案が多発するような状況下において、原子力発電所等で火災が発生した場合の消防本部の消防体制を強化する必要がある。

【検討内容】

「化学消防車」の配置基準について、従来の算定項目に加え、原子力発電所等が所在すれば、化学消防車を1台配置することとする。

【消防力の整備指針の改正概要】

第10条関係(化学消防車)

1 危険物施設の数に応じた台数

○ 第4類の5対象施設(製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所)の数に応じた台数が定められている。

2 第4類危険物の最大貯蔵・取扱量に応じた台数

○ 第4類の危険物の最大貯蔵・取扱量(製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所)に応じた台数が定められている。

3 原子力発電所等がある場合 1台 ……新たに基準を追加

第13条関係(泡消火薬剤)

第4類危険物の5対象施設の数、第4類危険物の最大貯蔵・取扱量のほか、**原子力発電所等の数も勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄する。**

発電所等の自衛消防体制について検討が行われ、平成20年2月に、初期消火体制の充実、消火設備の耐震性の確保、消防機関と連携した実践的な訓練等の実施と検証など自衛消防体制の充実強化に向けた具体的方策について提言が出されました(経済産業省原子力安全・保安院ホームページ「新潟県中越沖地震を受けた原子力安全・保安院の対応状況(<http://www.nisa.meti.go.jp/niigata.htm>)」を参照)。

2. 消防力の整備指針の一部改正(平成20年消防庁告示第2号)

今回の改正では、消防力の整備指針に規定されている化学消防車の配置基準について、従来の算定項目に加え、原子力発電所等の数や種類等の基準を新たに追加しました。具体的には、これまで化学消防車の配置基準は、一般的に危険物施設数及び危険物の最大貯蔵・取扱量に着目してきたところですが、原子力発電所等に対する災害対応への重要性や緊急性等を踏まえ、化学消防車を1台配置することとしました。

また、化学消防車の配置基準の改正と併せて、泡消火薬剤の備蓄についても、当該車両から放出するために必

要となる容量を原子力発電所等の数を勘案して定めることと改正しました。

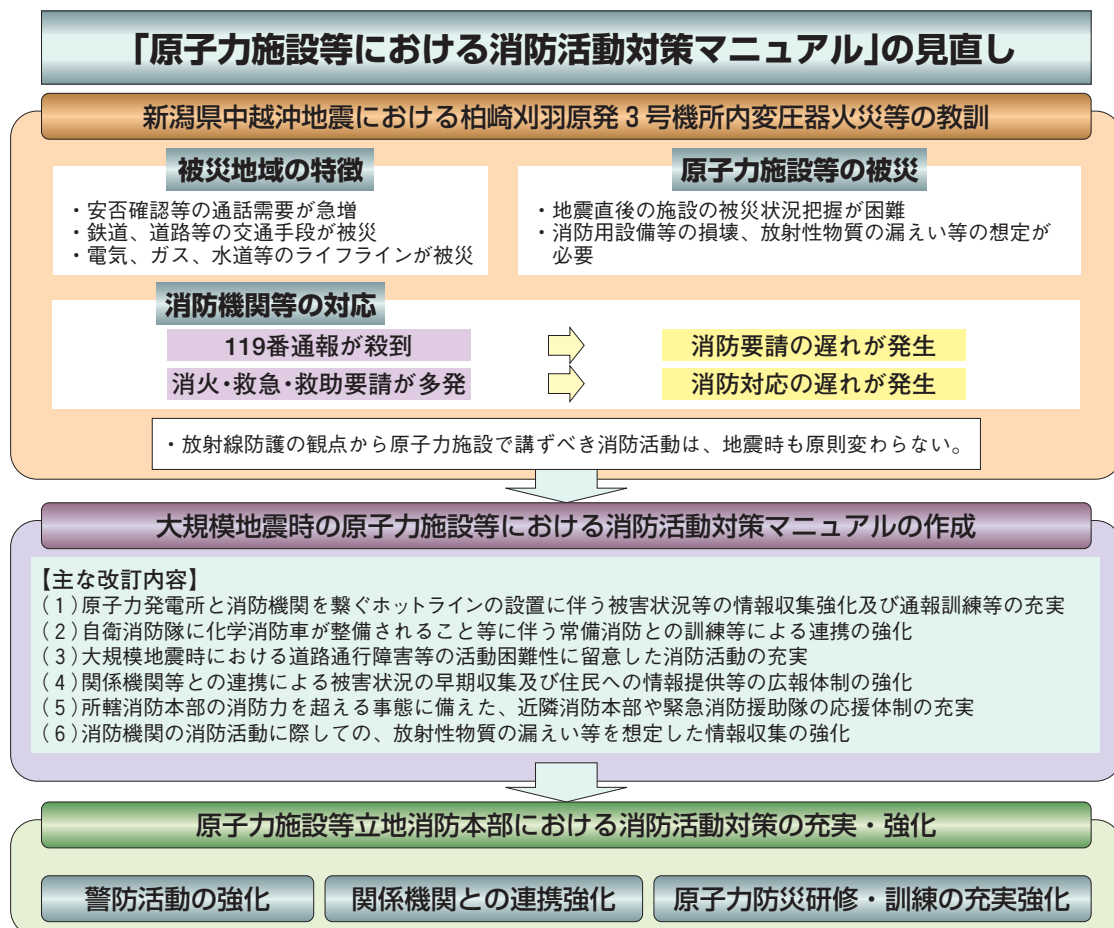
消防庁では、今回の消防力の整備指針の改正の趣旨等を踏まえ、原子力発電所等が所在する各市町村において、交付金の活用を図るなど地域の実情に応じた適切な消防力の確保に努めていただくよう強く期待しています。

3. 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の見直し

経済産業省原子力安全・保安院のWGにおける検討結果等を踏まえ、専門家や原子力発電所等立地道府県及び消防本部の原子力防災実務担当者等の協力の下、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」(平成13年3月作成)の見直しを行い、原子力施設等における消防活動上の事前対策や大規模地震発生時の消防活動上の留意点を「原子力施設等における消防活動対策マニュアルー地震対策編ー」として新たに取りまとめました。また、この地震対策編をもとに、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」(平成16年3月作成)の一部改訂を行いました。

これらのマニュアル及びハンドブックの活用により、実践

的な警防体制の充実、関係機関との連携強化、原子力防災研修・訓練の充実強化など、原子力発電所等立地消防本部における消防活動対策の充実強化が図られるとともに、万が一、大規模地震の発生に伴い原子力施設等が被災した場合においても、関係機関との連携により、消火、救助、救急等の消防活動、消防隊員等の被ばく管理、汚染の拡大防止、住民等への広報活動などが迅速かつ適切に実施されることを期待します。



小規模社会福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会報告書(平成19年度)の概要について

予防課

1. 背景

平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、平成19年6月13日に消防法施行令・消防法施行規則が改正され、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設の防火安全対策の強化が図られました。

消防庁では「小規模社会福祉施設に対応した消防用設備に関する検討会」(委員長：須川修身 諏訪東京理科大学教授)を開催し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務が生ずる小規模福祉施設を対象として、その実情に即した設置方法や機器構成等に関する検討を行ってきたところです。

このたび、本検討会において報告書が取りまとめられましたので、その概要を紹介します。

2. 報告書の概要

2-1. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

前述の政省令改正により基準化された特定施設水道連結型スプリンクラー設備について、その技術上の細目に関する検討が行われました。この検討に当たっては、実際にソファを燃やす等、消火実験が行われています。

主な結果は次のとおりです。

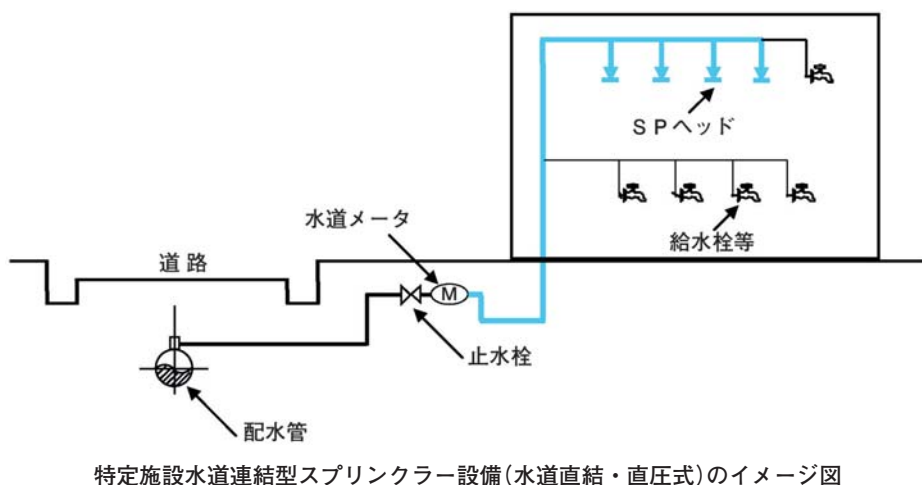
- ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるスプリンクラーヘッドは、少水量での放水特性やこれに相応した形状・構造を有するものであるため、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)において、新たに基準を整備する必要があります。今回は、平成18年1月から3月にかけて消防庁において開催した「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」(以下「18年検討会」という。)の提言を踏まえ、住宅用のスプリンクラーヘッドをベースとして検討が行われ、放水量や散水分布など規格として定めるべき事項とその概要についての提言がなされています。
- ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管等については、改正規則において、当該基準を新たに消防庁告示で定めることとされています。今回、その論点として、水道で広く用いられている合成樹脂管に関し、耐熱性の確保等に係る検討が行われ、易燃性でない天井裏への設置等により、所期の性能が確保される旨の提言がなされています。
- ③ 水源水量・性能の算定上の内装仕上げの区分に関する改正規則の適用に当たり、これまでの一連



ソファを燃やした消火実験

の実験結果から、難燃内装及び木質内装の場合はヘッドからの放水圧力及び放水量を30L/min及び0.05MPaとする必要がある旨の提言がなされています。

- ④ 高天井施設に対応した設置方法について、所期の火災抑制効果を上げるため、煙感知器との連動等による早期の放水開始や留意点等についての提言がなされています。
- ⑤ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置について、システム設計上の選択肢とすべく検討が行われ、内燃機関による受水槽式(補助水槽)のポンプ等に関する性能要件等がまとめられています。
- ⑥ 寒冷地に対応したシステムとして、スプリンクラーヘッドまで水が充てんされていない乾式のものの設置が考えられるところであり、湿式と同様の火災抑制性能を有する場合には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備として設置することとして差し支えない旨の提言がなされています。
- ⑦ このほか、消防法令と水道法令の両方の適用を受けるスプリンクラー設備を設置する場合の留意事項について整理が行われています。

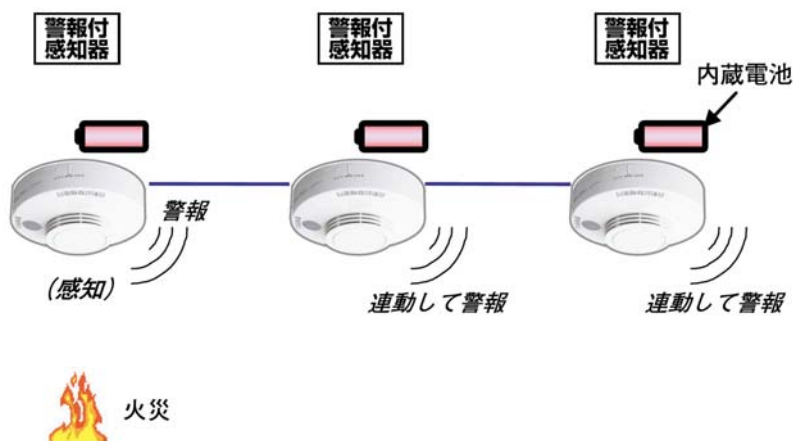


2-2. 小規模社会福祉施設に対応した自動火災報知設備

18年検討会の提言を踏まえ、新たに自動火災報知設備の設置が必要となる小規模な社会福祉施設を対象として、住宅用火災警報器を活用した自動火災報知設備のシステムについて検討が行われました。その結果として、小規模自動火災報知設備の基本的な考え方が以下のとおり整理されるとともに、今後の基準化に向けた技術細目の検討が行われています。

(1) 住宅用火災警報器を活用したシステムの骨子

- ① 住宅用火災警報器のように、感知器自体に警報機能を設けたもの、すなわち警報機能付感知器を自動火災報知設備の構成要素として位置付ける。
- ② 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができるようにする。この場合において、地区音響装置を設けないことができることとする。
- ③ 建物の規模や内部構造、利用形態等を考慮して、逃げ遅れ防止の観点から、特に重要と考えられる場所に感知器を設ける。また、防災センター等での受信機による感知場所の表示は、必ずしも要しないものとする。



住宅用火災警報器を活用したシステムのイメージ

④ これらに加え、受信機がシステム上担っている機能(電源供給、システムの状態確認等)を他の方法で確保される場合には、受信機の設置を要しないこととする。

(2) 機器構成のパターンと具体的な設置イメージ

前記システムとして想定される機器構成について、警報機能付感知器が連動することにより受信機を設けないもの、警報機能付感知器と受信機で構成されるもの等のパターンが整理されています。また、当該パターンごとの具体的な設置イメージが併せて整理されています。



警報機能付感知器の連動により受信機を設けない場合の設置イメージ

2-3. 小規模社会福祉施設に対応した消防機関へ通報する火災報知設備

18年検討会の提言を踏まえ、新たに消防機関へ通報する火災報知設備の設置が必要となる小規模な社会福祉施設を対象として、必要な機能を確保しつつ、簡易なシステム構築のための検討が行われました。具体的には、当該設備と同様の機能を有し、広く普及が進んでいる緊急通報装置を活用したシステムのあり方について検討が行われました。その結果として、緊急通報装置を活用したシステムについても、次のような考え方により、通報上必要な性能を確保することができる旨の提言がなされています。

現状における主な相違点		性能確保の考え方
電話回線と通報先の応答の判断		極性反転がない → リングバックトーン検出に加え、情報送出に係るタイマー設定や、蓄積音声情報を2回反復する等により補完
通報信号音(呼出し音)		火災通報装置と同じ音を追加 (おおむね800Hzの単音3回連続を2回反復)
蓄積音声情報		火災通報装置に整合 (火災である旨、防火対象物の所在地、建物名、電話番号の情報など)
自動通報から通話機能への移行		ハンズフリー機能により代替可能 → この場合において、従来と通話に至る手順が異なることから、蓄積音声情報により通話状態に移行した旨を消防機関にアナウンスすることが必要
電源	常用電源	抜け防止等の措置を講じた一定の安全性が担保されるコンセントや自動火災報知設備等の電源配線から分岐させた配線による電源供給で代替可能
	予備電源	従来の火災通報装置に求める維持状態を確保できる容量である場合は、乾電池でも代替可能

3. 今後の予定

本報告書の内容を踏まえ、消防法施行規則や消防庁告示など関係規定の整備を図っていく予定です。

- 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する細目基準の整備
- 小規模福祉施設用の自動火災報知設備として、住宅用火災警報器を活用したシステムの基準化
- 小規模福祉施設用の火災通報装置として、緊急通報装置を活用したシステムの基準化
- これらに伴う所要の規定整備(試験、点検、消防設備士、消防設備点検資格者など)

ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会報告書(平成19年度)の概要について

予防課

1. 経緯

自動火災報知設備の情報伝達手段として、近年の無線情報通信の技術発展に伴う多様なニーズに対応するため、無線方式を採用した新たなシステム及び消防防災分野へのユビキタスネットワークの利活用の将来像を検討するため、平成17年6月に学識者、有識者等から構成する「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」(委員長：石井弘允 日本大学教授)を開催しました。本検討会では、平成19年度までの3か年計画で検討が行われてきたところですが、このたび、最終となる平成19年度の報告が取りまとめられましたので、以下にその概要を紹介します。

2. 報告書の概要

平成17年6月の本検討会立上げから3年目となる平成19年度は、一般の防火対象物に対して無線方式の自動火災報知設備を用いることについて検討することとし、電波干渉に係る検証実験及び設計確認手法に係る確認実験を行いました。また、消防防災分野への電子タグ等の応用などを主眼として、消防関係者の意識調査を行いました。これらを踏まえ、今後のユビキタス機能の活用方策について、検討が行われました。

2-1. 無線式自動火災報知設備のあり方

自動火災報知設備が無線方式となることに伴い、配線があることにより担保されてきた火災信号等の送受信や導通状態確認などについて、これまでと同様に確保することが必要となります。

その技術的な方策として、無線機器については、電波法令上の小電力セキュリティシステムに関する規格である「標準規格RCR STD-30」に適合するものを用いることが必要とされています。また、安定した通信に必要な電界強度の確保や信頼性確保のため

必要となるシステム状態監視(定期通信、電源監視、警報表示など)、火災信号の確実な送受信の考え方(火災信号の繰り返し発信、火災表示時間など)がまとめられています。

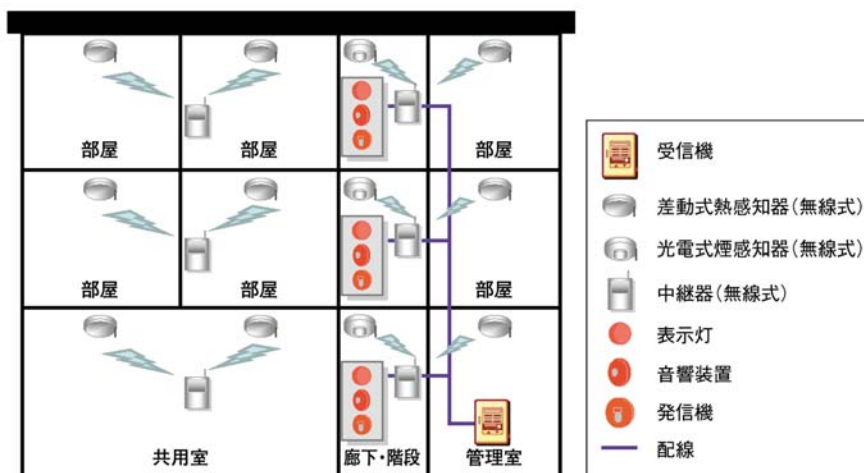
2-2. 消防防災分野に対するユビキタスネットワーク利活用の将来像

ユビキタスネットワークに関して、消防防災分野において消防用設備等はどのような利活用が考えられ、またどのような課題があるのかについてアンケート等を行うことにより意見を集め、調査等を行い将来像が検討されました。その結果を踏まえ、消防用設備等への活用が考えられるシーズ技術や、ユビキタスを活用したシステムのイメージがまとめられています。

3. 今後の予定

一般住宅用の住宅用防災報知設備の無線化については、本検討会における平成18年度までの検討内容に基づき、平成19年3月に基準整備が図られていますが、一般の防火対象物にも平成19年度の検討内容に基づき無線式の自動火災報知設備が設置できるよう措置する予定です。

また、消防庁では、消防防災分野に対するユビキタスネットワークの利活用について、今後も検討を継続していく予定です。



少年少女消防クラブフレンドシップ2008 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月28日(金)、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約420人が、総務省の講堂に集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2008」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され、少年少女たちが防火・防災についての問題を「身近な生活の中から見だし、互いに研究し、その結果を自分たち自身で実行し周囲の人々に火災予防を啓蒙する」ことを目的とした組織です。

主な活動内容は、「防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、放課後の校内点検、実地見学など」です。なお、平成19年5月1日現在、全国で5,519クラブ、クラブ員約43万人、指導者約1万6千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長：消防庁長官)では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成19年度からは、自治体消防制度60周年を記念して、全国消防イメージキャラクターである「消太」をモチーフとして、特に優良な少年消防クラブを「ゴールド消太賞受賞クラブ」、優良な少年消防クラブを「シルバー消太賞受賞クラブ」として表彰することとしました。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2008」は、第1部「表彰式」、第2部及び第3部を「アトラクション」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、荒木慶司消防庁長官から「ゴールド消太賞受賞クラブ」(表彰旗)18団体、「シルバー消太賞受賞クラブ」(表彰楯)23団体、「優良な指導者」7名が表彰を受けた後、受賞団体を代表して岐阜県の神戸小学校少年消防クラブから謝辞が述べられました。

第2部では、昭和24年に発足以来、都民と消防の架け橋として、演奏活動を通し防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われ、第3部では、林家今丸師匠による紙切り&トークショーが披露されました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2008」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」を合言葉に、一人でも多くの仲間とともに日ごろの活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしく願います。



荒木消防庁長官あいさつ



表彰される少年消防クラブ

緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助メニューの充実

応急対策室

緊急消防援助隊設備整備費補助金は、平成15年6月に緊急消防援助隊が消防組織法に位置付けられたことに伴い、緊急消防援助隊用消防車両等の計画的な整備を国として進めるために、部隊を構成する市町村等に対して行う補助制度です。

緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助対象施設は、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づいて整備される施設で「緊急消防援助隊に関する政令」で定めるものとされ、その経費について予算の範囲内で国が補助することとされています(消防組織法第49条第2項)。

「緊急消防援助隊に関する政令」で定める対象施設は、

- ① 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、その他の消防用自動車
 - ② 航空機、消防艇
 - ③ 救助用資機材、救急用資機材等
 - ④ 消防救急デジタル無線等
- です。

消防庁では、緊急消防援助隊の体制の更なる充実・強化を図るために、平成20年度より新たな補助メニュー(補助対象設備)を追加しましたので紹介します。

1. 「海水利用型消防水利システム」

(1) 概要

大規模地震災害時には、水道管の破裂などにより消火栓が使用不能になることが想定され、また、耐震性貯水槽や河川等の有効な水利が火災現場などの近くに必ずあるとは限りません。

そのため、大規模災害発生時に火災が大規模化した場合などに、水源として豊富にある海水を大量かつ遠距離送水するシステムです。

このシステムは、平成15年の十勝沖地震に伴って発生した北海道苫小牧市の石油タンク火災において活用され、効果を発揮しています。

(2) 主な仕様

大量かつ長距離の送水を可能とするため、取水送水機能部の「大型動力ポンプ付消防自動車」と送水管延長機能部の「ホース延長車」の2台1組で運用。

- 「大型動力ポンプ付消防自動車」
 - ・ 悪路走破性の高い四輪駆動車
 - ・ 毎分4,000ℓ以上の送水能力
- 「ホース延長車」
 - ・ 悪路走破性の高い四輪駆動車
 - ・ 口径100mm以上の特殊な消防ホースを自動的に2線延長が可能



ホース延長車

大型動力ポンプ付消防自動車



2. 「災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車」

(1) 概要

大規模地震等の災害時に、消火栓等の使用不能により有効な消防水利の確保が困難な場合に、大容量の水槽と小型動力ポンプを積載した機動性のある消防車両を火災現場に出動させ、火災の延焼を防止します。

(2) 主な仕様

- ・水槽の容量は10m³以上
- ・給水・放水等に必要の小型動力ポンプを積載



災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車

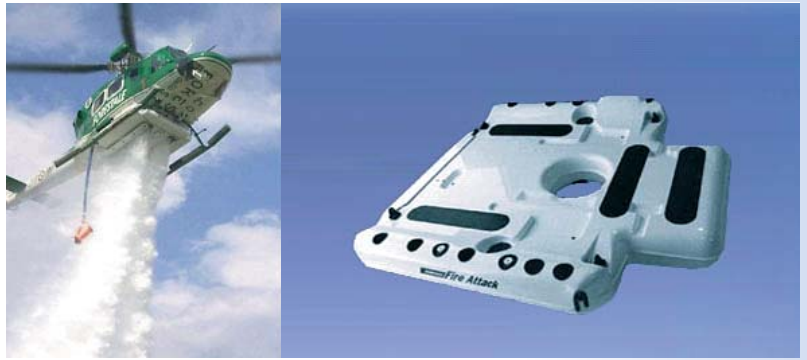
3. 「ヘリコプター消火用タンク」

(1) 概要

大規模な林野火災等において、救助消防ヘリコプターの機体下部に取り付け、安全かつ効果的な空中消火を実施します。

(2) 主な仕様

脱着式で、500ℓ以上の容量を有する。



ヘリコプター消火用タンク

4. 「流水救助器具」

(1) 概要

大規模水害発生時等における河川等の流水域において、要救助者をより安全・確実・迅速に救助するとともに救助隊員の安全性の向上を図るために、従来の救助用資機材のうち、



救命胴衣(PFD)



水難救助用ヘルメット



スローバッグ

ち、潜水救助や静流水域の救助活動に対応した水難救助器具に流水救助器具一式を新たに追加しました。

(2) 主な仕様

- ・大きな浮力と確実な装着ができる「救命胴衣(PFD)」
- ・浮力があり軽量かつフィット性が高く衝撃吸収性がある「水難救助用ヘルメット」
- ・浮力のあるバックに浮力のあるロープを収納した「スローバッグ」

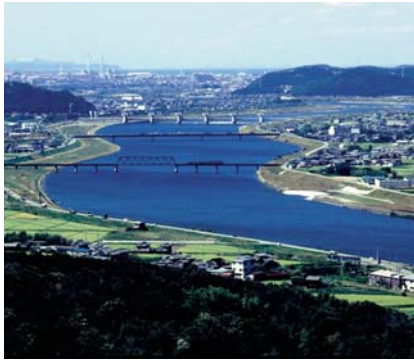
消防庁では、国民の安心・安全を確保するため、今後とも、このような取組を図り緊急消防援助隊の体制整備の充実強化を継続的に実施していきます。



HYOGO

ひと・まち・自然がきらめく 清流文化都市 加古川

加古川市は、兵庫県南部に広がる播磨平野の東部を流れる県下最大の一級河川「加古川」が瀬戸内海に悠々とそそぐ下流域に位置しています。肥沃な沖積平野と広大な印南野台地、そして温暖な気候に恵まれ、古くから山陽道の宿場町として栄え、東播磨の中心地として発達してきました。



一級河川「加古川」

海岸線には、我が国有数の製鉄会社があり、播磨臨海工業地帯の一翼を担っています。また、内陸部には、伝統を生かした靴下・建具など特色ある地場産業が営まれ、大型量販店などの商業活動も活発に展開されています。その一方、国宝などを多数所蔵する聖徳太子ゆかりの「鶴林寺」などの神社仏閣やのどかな雰囲気が漂う農村風景が残る市北部など、自然が満喫できる、文化と自然の香り高いまちです。

また、加古川兩岸の河川敷には、災害発生時に災害活動用、物資輸送用道路となる緊急用河川敷道路(防災道路)が整備されていますが、平時にあっては、日本陸連公認のマラソンコースとして「加古川マラソン」「郡市区対抗駅伝大会」が開催されるなど「ウェルネス都市」として「ひと・まち・自然がきらめく清流文化都市」を目指しています。

安心・安全をめざして

当消防本部は、昭和23年の自治体消防発足と同時に消防業務を開始、53年に隣接する加古郡播磨町の消防業務を受託、その4年後の57年には加古郡稲美町の消防事務を受託し、現在1本部(4課・防災センター)2署8分署、321名の体制で、1市2町管轄人口33万4,306人、管轄面積183km²の消防業務を担い、住民の生命、身体、財産を各種災害から守っています。

当市の救急体制としましては、2署8分署のすべてに専従の救急隊を配置し、現在57名の救急救命士を擁し増加しつつある救急事案に対応しています。また、全ての

兵庫県 加古川市消防本部



兵庫県 加古川市消防本部
消防長 山本 臣一

救急隊に救急救命士3名配置を目標に順次養成しているところです。

消防隊の活性化については、高齢化が進む中、全ての署所対抗で消防活動の「安全・速さ・正確さ」を競う「消防練成会」を当市防災センターの訓練施設にて開催し、消防技術の伝承、戦術の向上及び士気高揚を図り、消防隊の強化に努めています。また、両本署に毎日勤務の調査係を配置して、火災調査技術の



消防練成会

充実と原因究明の向上に取り組み、地域住民への類似火災防止を呼び掛けるとともに、消防隊への研修を実施し消防隊全体のレベルアップを図っています。

「水五則」に学ぶ

- 一、自ら活動して他を動かしむるは水なり
- 一、常に己の進路を求めて止まざるは水なり
- 一、障害にあい激しくその勢力を百倍し得るは水なり
- 一、自ら潔うして他の汚れを洗い 清濁併せ容るるの量あるは水なり
- 一、洋々として大洋を充たし 発しては蒸気となり雲となり雨となり雪と変じ霰と化し 凝っては玲瓏たる鏡となり 而も其性を失わざるは水なり

これは、戦国の武将「黒田如水(黒田官兵衛考高)」の作と伝えられています。

加古川を悠々と流れる水、そして、私たち消防人にとって「欠かすことのできない心強い味方」でありながら時には災害として立ちのぼる水、この「水五則」を訓として、あらゆる災害に対し、柔軟に迅速かつ確実に対応できる組織でありたいと考えています。

更なる飛躍を

多種多様・大規模化する各種災害に対し、組織力の強化に向けて高度で専門的な知識と技術を有する消防職員を育成するとともに技術革新の進展に対応した消防防災体制の更なる充実強化に取り組み、33万市町民の負託に応えるべく精進してまいります。

林野火災に対する警戒を強化

船橋市消防局

船橋市消防局北消防署は去る3月28日、本格的な春の行楽シーズンを迎えるにあたり、林野火災に対する強化の重要性から、船橋市役所青少年課職員立会いのもと、管轄内の「船橋市青少年キャンプ場」と「船橋県民の森」への立入検査を実施しました。立入検査では昨年同様、キャンプ場の釜場への消火器の設置、避難小屋の老朽消火器の更新、さらに、遊歩道へ「山火事注意」の標識の設置を行いました。検査後、林野火災への警戒を改めて認識し、利用者に対し安全な利用を呼びかけていきます。



キャンプ場の立入検査を実施

幼年消防クラブが防火パレードを実施

河内長野市消防本部

河内長野市消防本部は去る2月29日、春季全国火災予防運動の啓発行事の一環として、幼年消防クラブ防火パレードを実施しました。このパレードは、地域の防火・防災意識の高揚を図ることを目的に実施しているもので、近隣の住宅地域をまわりながら火災予防を呼びかけています。今回のパレードでは、クラブ員247名がそろいの法被姿で『火の用心のうた』のリズムに合わせ、みこしを担ぎ、まといを振り上げ、拍子木を打ち鳴らしながら元気よく火災予防を広報しました。



そろいの法被姿でパレードを行う幼年消防クラブ員

消防通信 望楼 ぼうろう

集団救急事故想定訓練を実施

備北地区消防組合消防本部

備北地区消防組合消防本部庄原消防署は去る3月8日、地域高規格道路江府三次線の一部開通に伴い、集団救急事故想定訓練を実施しました。訓練に参加したのは、関係機関50名、訓練は大型バスの単独事故により15名の負傷者が発生したという想定で、早期に現場本部及び応急救護所を設置し、負傷者の救助、トリアージの実施、応急手当、救急搬送等を実施して、集団災害における組織的な災害対応能力の向上を図りました。訓練終了後には、付近住民に対し、防火教室や救急教室を実施しました。



大型バスから負傷者を的確に搬送する救急隊員

大分DMAT発足後初の災害訓練を実施

臼杵市消防本部

臼杵市消防本部は去る2月21日、2月4日に発足した大分DMATとの初の災害訓練を実施しました。これは、9月から行われる大分国体を前に行われた訓練で、豊後水道沖を震源地とする直下型地震(震度5強)が発生し、多数の参加者が負傷し現地での応急救護や重症患者の救急搬送の必要が生じたとの想定で、6機関約150名が参加しました。この訓練の検証を踏まえ、災害に強いまちづくりを目指して、関係機関との連携を強固にし、今年度も引き続き災害訓練を実施したいと考えています。



テント内では、負傷者に対する応急救護訓練が行われた

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

に対応できる救助隊員の育成を行うものです。

カリキュラムについては、平成19年11月21日付け「高度救助隊及び特別高度救助隊の隊員の教育について」（消防消第181号、消防参第172号）の消防庁通知により、本コースを修了した者に、「人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員」の資格が付与されることを踏まえ、座学及び実科訓練を中心に編成しました。

座学では、広域消防応援体制の仕組みをはじめ、NBC災害対策を中心に高度な知識を習得することができました。特に、防衛省及び医療機関の関係者を講師として招き、特殊災害発生時に連携するであろう各機関の対応



B C 災害対応訓練

方法が聴講でき実態に即した座学となりました。

また、事例研究では、今後の救助活動に活かすため、特殊災害活動事例及び特殊災害対応訓練の問題点を持ち寄り学生全員で検討をしました。

次に、実科訓練では、NBC

災害を想定した訓練をはじめ、高度救助用器具を使用した想定訓練及び大型ブロアー、ウォーターカッターの取扱訓練を実施しました。

修了者48名は、所属に戻り、本コースで習得した救助知識及び技術を基に隊員教育を行うこととなります。あらゆる災害を想定した訓練企画及び発災前教育を実施していただき、安心・安全な地域社会づくりに貢献されるよう期待します。



ウォーターカッター取扱訓練

緊急消防援助隊教育科 高度救助コース(第2回)

高度救助コース(第2回)は、主に高度救助隊及び特別高度救助隊の隊長等に対し、平成20年3月5日から3月13日まで実施されました。

このコースは、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成18年3月28日公布)により、高度救助隊及び特別高度救助隊が全国的に創設されることとなり、救助体制の強化が図られているところから、これに対応するものとして実施されるコースです。

座学では国民保護・防災部の兵谷芳康参事官から救助行政の経緯並びに現況について、吉田悦哉防災課広域応援対策官から広域消防応援について、東京消防庁並びに尼崎市消防局から災害現場活動要領について、災害医療

センター井上潤一医師から災害現場対応における医師との連携について、ご講義をいただきました。

また、受講生からは災害活動事例の発表、検討がなされ積極的な意見交換が行われました。

実技訓練では、陽圧換気方式による消防活動要領、東京消防庁第6、第8消防方面本部消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)による同時多発災害(地震想定)対応訓練が実施され、各隊の活動については指揮隊により統括され、緊迫した訓練が実施されました。

短期間の研修ではありましたが、消防大学校で培ったものを今後の業務の糧として業務に励まれることを期待します。

地域における住宅用火災警報器普及の取組について

予防課

1. はじめに

住宅火災による死者数は平成15年から4年連続して年間1,000人を超えているところであり、高齢化の進展の中であって、住宅防火対策は消防行政における重要課題の一つとなっています。

そのため、住宅火災による死者の低減に有効である住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置を義務化する消防法の改正が行われましたが、既に適用開始された新築住宅に加えて、本年6月には、いよいよ全国の約4分の1の市町村において既存住宅でも適用開始されることとなります。今後も平成23年6月にかけて順次地域ごとに既存住宅での適用開始が予定されていますが、この住警器の普及に向けて各地域で様々な取組が実施されています。ここでは、そうした取組の中から特徴的なものを紹介します。

2. 地域で協力して共同購入

住警器の普及策として最も期待されるのが共同購入です。地域で購入者を募って住警器を大量購入すれば価格も下がり、悪質訪問販売被害の懸念も解消されます。なかには1万個以上の共同購入で大幅に価格を下げた事例もありますが、ここでは様々な地域で実施が期待される中小規模の共同購入を継続的に実施しようとしている地域の事例を紹介します。

茨城県小美玉市では、近年住宅火災による高齢者の死者が急増していることから、婦人（女性）防火クラブ員が「全戸へ住宅用火災警報器の推進を図ろう！」を合言葉に、共同購入による普及促進活動を実施しています。この婦人（女性）防火クラブでは、平成18年12月から共同購入を始め、役員が居住する地区を中心に普及促進活動を行った結果、1年間で800世帯、1,100個の住警器が共同購入、設置されました。また、平成19年10月より各地区区長にパンフレットなどの回覧を依頼したところ、さらに300個

を超える注文がありました。

同クラブでは、今後も継続してこうした事業に取り組み、住警器の普及率向上を図っていく予定です。婦人（女性）防火クラブと地区会リーダーが連携していることもこの取組の成功の秘訣と考えられます。

3. 不動産業者による賃貸住宅への設置促進

住警器普及上の課題として、賃貸住宅の取り扱いがあります。制度上は住宅の所有者、管理者、占有者のそれぞれに設置義務が課されることとなりますが、賃貸住宅では貸主側が賃貸物件価値を高める意義を認識し、積極的に設置する取組にも期待したいところです。こうした貸主側の住警器普及の取組事例を紹介します。

千葉市宅地建物取引業協同組合は、民間賃貸住宅オーナー及び組合員である不動産業者を対象に住宅火災の実態、住警器設置義務化、奏功事例等を内容とした研修会を開催しています。また、住警器を設置した民間賃貸住宅であることが一目でわかるステッカー（特許取得済み）を作成し、各住戸の目立つ部分に張り付けており、安全な賃貸物件であることを示し、住宅防火に対する意識を啓発するとともに、住警器の早期設置促進を図っています。



住警器設置済みステッカー張り付けの様子

4. 悪質訪問販売の被害防止のためのあつ旋活動

悪質訪問販売は、消火器をはじめとする様々な防火グッズでも被害例が報告されているところですが、設置義務付け期限が迫る住警器においては特に深刻な問題です。住民一人ひとりが注意することが何より重要ですが、地域の力でこの問題の解決に取り組んでいる事例もあります。

岩手県一関市藤沢町では、悪質訪問販売の被害に遭わないよう、秋季全国火災予防運動の期間にあわせて婦人消防協力隊と消防団が協力して地域内の全世帯を訪問し、住警器のあつ旋活動と悪質業者への注意を促す呼びかけを行いました。住警器のあつ旋では、地元の婦人消防協力隊員が中心となって活動し、取組1年目は2,723世帯のうち624世帯（全世帯の22.9%）から1,105個の注文がありました。次の年は春季と秋季の火災予防運動期間中ともに実施することとし、前年から累計すると1,069世帯（全世帯の38.7%）で2,012個の住警器があつ旋活動により注文されました。

この地域で住警器設置による奏功事例が出てきたこともこの活動の成功要因となっており、地域全体で関係者が協力して住警器の必要性に対する理解を深めながら進められたことがポイントとなったものと考えられます。

5. 近隣住民が助け合う外部ブザー設置

消防庁では、住警器の奏功事例を収集しているところですが、居住者が留守中又は別室で就寝中の火災において、居住者よりも早く近隣住民が住警器の警報音に気づき、早期通報や初期消火されたという事例も数多く寄せられています。住警器の設置が何よりも優先されますが、その設置効果を最大限に引き出すためには、鳴動時の行動について地域社会で助け合う体制を整えていくことも重要だと言えます。

茨城県那珂市の額田地区では、社団法人全国消防機器協会から住警器200個の給付があり、これをきっかけとした地域活動を展開しています。給付された住警器は高齢者世帯に設置したのですが、高齢者に対しては避難態勢もあわせて整備しておく必要があると考え、地区会費で住警器に連動させた外部ブザーを設置しました。この外部ブザーにより住警器の鳴動に気づくことを想定し、近隣住民が居住者である高齢者を避難誘導する訓練も実

施しており、実際の火災時にはこうした訓練成果の発揮が期待されます。この活動もやはり地区会の代表や民生委員、消防団員が協力しあって進められており、こうした地域の中での関係者間の連携が取組成功の秘訣と考えられます。

6. 県レベルの住警器設置状況調査

膨大な戸数がある住宅への住警器設置状況を把握することは容易ではありませんが、次の普及策を効果的に講じる上でも重要な情報と言えます。各地域においてアンケート等の方法で住警器設置状況把握の取組が見受けられますが、ここでは県レベルでの住警器設置状況調査の実施事例を紹介します。

愛知県では、県民生活に深い関わりを持つ県政の各分野について調査し、県政施策推進の基礎資料とする「県政世論調査」が実施されてきたところですが、平成19年度は調査対象分野に住警器の設置状況が盛り込まれました。

調査の結果、「設置していない」と答えた人の割合が約65%となり、設置状況が把握されるとともに、世代別でも集計され、60歳代以上の高齢者と30歳、40歳代の子育て世代において、他の世代より約10%「設置していない」と答えた人の割合が少なくなることもわかる結果となっています。

また、「設置していない」と答えた人にその理由を聞くと、2肢までの複数回答のうち多かった順は、「義務化まで期間がある」の6割強、「義務付けを知らなかった」の3割弱、「価格が高い」の2割弱という結果となっており、これらの結果が今後の効果的な普及策の実施検討に活用されることが期待されます。

7. おわりに

各地域、各方面で様々な住警器普及の取組が行われています。消防庁ではこうした取組事例を集めているところであり、その一部は「住宅防火情報」として全国の消防機関へも配信しているところです（参照 http://www.fdma.go.jp/html/life/joho_index.html）。こうした情報が各地域、各方面において共有され、それを参考として様々な工夫が実践され、住警器普及が推進されることを期待しております。

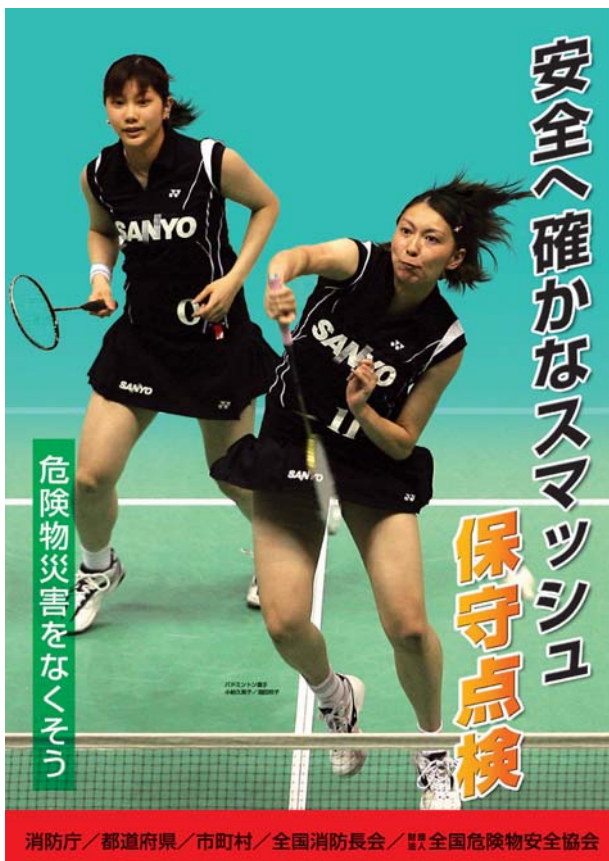
6月8日～14日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚・啓発を推進するため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で危険物関係事業所に保安確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物の保安についての啓発活動を展開しています。

平成20年度は、6月8日(日)から6月14日(土)までの7日間を危険物安全週間とし、危険物保安功労者等表彰式、講演会及び危険物安全週間推進ポスターの作成・配布などの推進事業を実施していきます。

平成20年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 小椋久美子さん(右)／潮田玲子さん(左)
(バドミントン選手)

重点実施項目(概要)

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
 - ア 危険物施設の事故防止対策の推進
 - イ 危険物施設の効果的な日常点検による安全対策の推進
 - ウ セルフスタンドにおける安全対策の推進
 - エ 危険物事故防止アクションプランの推進
- (2) 危険物に関する知識の啓発普及
 - ア 危険物安全週間の趣旨の徹底
 - イ 講演会、研修会等の開催
 - ウ 関係者が一体となった取組の推進
- (3) 危険物保安功労者の表彰
危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰等

平成20年度(第7回)危険物事故防止対策論文

(応募数33編)

消防庁長官賞(2編)

受賞者 三洋化成工業株式会社 京都工場

田中正彦 藤川良三 萬治亮三

論文名 「危険物事故防止と我が社の教育訓練の取組み」

＝徹底と相互啓発から導く見える化教育訓練＝

受賞者 北九州市消防局 予防部指導課

塔迫弘章 栗原直樹

論文名 「危険物施設における変更許可申請等の適正化

キャンペーン」について

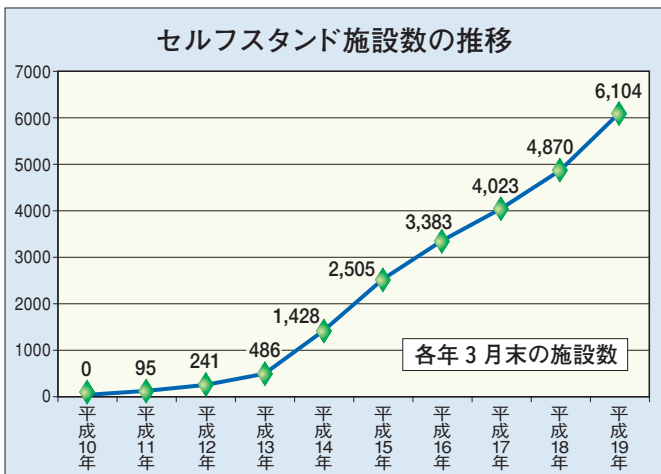
(敬称略)

セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

1. セルフスタンドの現況

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）の設置は、平成10年4月から認められました。近年セルフスタンドは急増しており、平成19年3月末現在、6,000箇所を超え、より身近な存在となりました。



2. セルフスタンドにおける安全な給油について

(1) ガソリンの性質について

自動車の燃料として用いられるガソリンは、非常に引火しやすい物質ですので、取り扱いには十分注意してください。ガソリンの主な性質は次のとおりです。

- マイナス40℃以下でも静電気などの火源により引火する危険性があります。
 - ガソリンの蒸気比重は空気の数倍から4倍あり空気より重いため、穴やくぼみなどに溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源によって引火する危険性があります。
 - 水には溶けないため、万が一火災になった時に慌てて水をかけると大変危険です。
- ※軽油・灯油についても、取り扱いには十分注意してください。

(2) 誤給油の防止について

自動車は、ガソリンを燃料とするもののほか、軽油を燃料とするものがあります。ドライバーは、自分の給油する自動車の燃料をきちんと把握し、正しい燃料を給油する必要があります。

特に次の場合は注意してください。

- 社用車やレンタカーなど、普段使用しない自動車に給油する場合
 - 初めてセルフスタンドを利用する場合
- (3) 給油前には、静電気の除去を確実に

前述したとおり、ガソリンは非常に引火しやすい物質です。自動車の給油キャップを開ける前に、必ず静電気除去シート又は自動車の金属部分に触れ、体に溜まっている静電気を確実に除去してください。

※人体の静電気を確実に除去しないまま、給油キャップを開けると、静電気によりガソリンの蒸気に引火する危険があります。



静電気除去シート

(4) 給油は正しい手順で確実に

給油を開始するときは、必ず次の手順を守ってください。

- ①給油ノズルを止まるところまで確実に差し込む。
- ②給油ノズルのレバーを止まるところまで確実に引く。
- ③自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はしない。
- ④給油後は、給油ノズルを確実に元の位置に戻す。

※給油開始後、早期に満量停止装置が作動し、給油できない場合には、給油方法についてセルフスタンドの従業員に相談しましょう。

(5) その他

ドライバーが自らガソリンを容器に小分けすることは、おやめください。

3. その他

消防庁ホームページに掲載をしている「セルフ給油の注意事項」の内容を更新いたしました。セルフスタンドでの給油についての詳細は、ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) をご参照ください。

消防庁人事

平成20年 3月31日付

氏名	新	旧
三宅 義彦	出向 (総務省大臣官房付へ) (自治医科大学事務局長)	消防大学校長
室崎 益輝	退職	消防大学校消防研究センター所長
吉田 忠	長官付 退職	消防試験研究センター免状部長
高橋 徹	長官付 退職 (消防試験研究センター免状部長へ)	日本消防検定協会企画研究部長
鈴木 和男	退職 (日本消防検定協会総務部長へ)	予防課消防技術政策室長
宮代 隆夫	退職 (東京消防庁日本橋消防署長へ)	長官付
竹内 吉彦	総務課課長補佐 退職 (東京消防庁警防部副参事 (指令担当) へ)	内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付参事官補佐
原 尻 賢司	総務課課長補佐 免 総務課会計監査専門官事務取扱 退職 (兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課防災情報室長へ)	総務課主幹 命総務課会計監査専門官事務取扱
守谷 謙一	総務課主査 退職 (神戸市消防局予防部査察課主幹へ)	日本消防設備安全センター企画研究部参事
高谷 博文	総務課主査 退職 (東京消防庁予防部へ)	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長
広庭 忠雄	出向 (総務省大臣官房付へ) (全国市町村職員共済組合連合会財務部運用企画課長)	消防・救急課理事官
黒岩 大輔	退職 (横浜市安全管理局へ)	消防・救急課職員第一係長 併任 消防・救急課職員第二係長 併任 消防・救急課救養係長
荒木 裕人	出向 併任解除 (厚生労働省大臣官房厚生科学課長補佐へ) (山梨県福祉健康部健康増進課長)	消防・救急課救急専門官 併任 消防・救急課救急企画室課長補佐
伊藤 敬	出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (香川県総務部次長 兼 総務部政策調整監・総務部防災局参事)	予防課課長補佐
徳永 展大	退職 (東京消防庁世田谷消防署へ)	予防課予防係長 併任 予防課消防技術政策室主査
岡澤 尚美	退職 (東京消防庁へ)	予防課
笠原 孝一	退職 (東京消防庁人事部へ)	予防課消防技術政策室主査
佐藤 淳	退職 (東京消防庁警防部へ)	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長
村山 淳	出向 (総務省大臣官房秘書課主査へ) (危険物保安技術協会総務部総務課会計係長)	予防課危険物保安室
竹本 吉利	退職 (川崎市消防局へ)	予防課危険物保安室
嶋田 善康	退職 (千葉県総務部市町村課副主査へ)	予防課特殊災害室
杉原 隆光	退職 (救急振興財団事務局総務部長へ)	国民保護・防災部防災課理事官 併任 国民保護・防災部防災課消防団専門官
志田 文毅	出向 併任解除 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (北海道企画振興部地域主権局参事 (道州制グループ))	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐
中地 弘幸	退職 (神戸市消防局兵庫消防署副署長へ)	国民保護・防災部防災課震災対策専門官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
山田 哲郎	退職 (広島市消防局予防部予防課長へ)	国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 予防課特殊災害室課長補佐
川田 晴由	退職 (奈良県防災統括室へ)	国民保護・防災部防災課防災企画係長
織田 修亨	出向 (総務省大臣官房秘書課主査へ) (地方公務員災害補償基金企画課福祉係長)	国民保護・防災部防災課消防団係長
石田 勝則	退職 (兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課副課長へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課課口対策専門官
千葉 周平	退職 (日本消防設備安全センター企画研究部参事へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長心得 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課口対策係長心得
柿山 聡	退職 (福岡市消防局へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室計画係長
下島 正幹	出向 (総務省大臣官房秘書課主査へ) (公営企業金融公庫経理部経理課経理係長)	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策係長
結城 由夫	退職 (仙台市消防局警防部救急課救急管理係長へ)	国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援係長
村上 明伸	退職 (仙台市消防局防災安全部防災安全課長へ)	国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長
田中 良斉	出向 併任解除 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課長)	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐
皆川 義久	退職 (東京消防庁警防部へ)	国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長 併任 国民保護・防災部参事官付救助係長
児山 文一	出向 (総務省大臣官房秘書課主査へ) (救急振興財団救急救命東京研修所総務部総務課副参事)	消防大学校調査研究部専門官
古川 広紀	出向 (総務省大臣官房秘書課主査へ) (地方公務員災害補償基金経理課出納係長 兼管理係長)	消防大学校庶務課庶務係長
飯野 育子	退職 (消防団員等公務災害補償等共済基金総務課調査役へ)	消防大学校庶務課主査

平成20年 4月 1日付

原 正之	審議官	総務省大臣官房付
岩田 知也	消防大学校長	総務省大臣官房付
寺村 映	消防大学校消防研究センター所長	審議官
松下 博美	予防課技術政策室長	救急振興財団総務部長 命事務局総務部総務課長事務取扱
清田 義知	総務課課長補佐 出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (公営企業金融公庫総務部調査役 命監事付 命総務部秘書役付)	兵庫県危機管理部災害対策局防災情報課長
國府田 洋明	総務課課長補佐 出向 (内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付参事官補佐へ)	東京消防庁武蔵野消防署警防課長
福嶋 秀幸	総務課主幹 命総務課会計監査専門官事務取扱	総務省自治行政局福利課主幹
佐藤 茂	出向 (総務省自治行政局選挙部政治資金課主幹 併任 政治資金課収支公開室主幹 併任 政治資金課政助成室主幹へ)	総務課会計第一係長
中西 享	総務課会計第一係長	総務省自治財政局財務調査課会計係長
安岡 寛	出向 (総務省大臣官房秘書課主査 併任 自治大学校へ)	総務課会計第二係長
石橋 美秀	総務課会計第二係長	総務省自治財政局公営企業課公営企業経営企画室水道・工業用水道事業係長
細美 和彦	出向 (総務省自治行政局合併推進課行政体制整備室地方行革推進係長へ)	総務課表彰係長
後藤 和也	総務課表彰係長	総務省自治財政局財政課財政計画係長
岡島 正	総務課主査 出向 (国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長へ)	東京消防庁総務部施設課課長補佐
野口 洋隆	出向 (総務省自治税務局市町村税課住民税第二係長へ)	総務課主査
後藤 勝	総務課	総務省大臣官房秘書課
田中 俊郎	出向 (総務省自治財政局財政課へ)	総務課
岡本 泰輔	総務課	総務省大臣官房秘書課
酒井 哲也	出向 (総務省自治財政局調整課企画係長へ)	総務課
坂場 純平	総務課	総務省大臣官房秘書課
石井 正則	出向 (総務省大臣官房秘書課へ) 併任 総務課	総務課
箭野 愛子	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課

氏名	新	旧
岩瀧大介	併任解除（総務省自治税務局固定資産税課へ）	総務省大臣官房秘書課 併任 総務課
榎本真也	総務課	総務省大臣官房秘書課
河野祐二	総務課	総務省大臣官房秘書課
山下稔	消防・救急課課長補佐	総務省自治行政局公務員部福利課数理官
木本光彌	免 消防・救急課財政係長事務取扱	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹 命 消防・救急課財政係長事務取扱
吉野敦	消防・救急課財政係長	総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室地域開発事業係長
細川直樹	消防・救急課職員第一係長 併任 消防・救急課職員第二係長 併任 消防・救急課教養係長	横浜市安全管理局泉消防署岡津消防出張所長
吉田正嗣	出向（総務省大臣官房秘書課主査へ）（国土交通省都市・地域整備局離島振興課企画係長）	消防・救急課
旗野敏行	出向（総務省自治財政局交付税課へ）	消防・救急課
光永祐子	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
山中浩太郎	併任 消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
溝口達弘	消防・救急課救急専門官 併任 消防・救急課救急企画室課長補佐	厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保険統計課長補佐
森川世紀	予防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
村井広樹	併任 予防課防災管理係長	予防課企画調整係長 併任 予防課制度係長
渡邊薫	予防課予防係長 併任 予防課消防技術政策室主査	東京消防庁予防部予防課主任
塩谷壮史	予防課 併任 消防技術政策室	横浜市安全管理局予防部査察課
喜多洋樹	予防課消防技術政策室主査	東京消防庁荏原消防署予防課危険物兼調査担当係長
加藤晃一	予防課危険物保安室課長補佐	大阪市消防局予防部査察担当課長
新澤徹也	免 予防課危険物保安室企画調査係長事務取扱	予防課主幹 併任 予防課消防技術政策室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 併任 予防課特殊災害主幹 命 予防課行政係長事務取扱 命 予防課危険物保安室企画調査係長事務取扱
平野智也	予防課危険物保安室企画調査係長	総務省大臣官房秘書課主査
仲田義輝	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長	東京消防庁予防部危険物課製造所規制係次席
中尾正英	出向 併任解除（総務省自治行政局選挙部選挙課へ）	予防課危険物保安室 併任 予防課特殊災害室
羽田翔	予防課危険物保安室 併任 予防課特殊災害室	総務省大臣官房秘書課
明木大吾	予防課危険物保安室	北九州市消防局予防部指導課
鈴木善彰	出向（総務省自治行政局合併推進課課長補佐へ）	予防課特殊災害室課長補佐
荒山豊	予防課特殊災害室課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
山沢弥宏	予防課特殊災害室	千葉県教育庁企画管理部教育総務課
南部賢二	国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課消防団専門官	総務省大臣官房秘書課課長補佐
藤田雅史	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
芳永和之	国民保護・防災部防災課震災対策専門官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	兵庫県企画管理部防災企画局企画課課長補佐 兼 調整係長
大嶋文彦	国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 予防課特殊災害室課長補佐	神戸市消防局警防部救急救助課長
伊藤哲也	出向 併任解除（総務省自治行政局自治政策課主幹 併任 自治行政局自治政策課国際室主幹）	国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹
安西修	国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹	消防大学校庶務課主幹
嶋田貴洋	国民保護・防災部防災課防災企画係長	国民保護・防災部防災課震災対策係長
北畑雄一郎	国民保護・防災部防災課震災対策係長	奈良県総務部知事公室広報広聴課主査
岩田真奈	国民保護・防災部防災課消防団係長	総務省自治財政局調整課企画係長
脇雅昭	併任 国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
高橋健二	出向（総務省自治行政局公務員部福利課へ）	国民保護・防災部防災課
松瀬大来	国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
神門純一	出向 併任解除（総務省自治財政局財政課課長補佐 併任 総務省大臣官房企画課頑張る地方応援室へ）	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐
君塚明宏	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
富沢重則	国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課テロ対策専門官	総務省大臣官房秘書課課長補佐
岡田勇佑	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長心得 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室テロ対策係長心得	京都市消防局予防部
養原博之	国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室計画係長	福岡市消防局警防部救急課主査
福田結貴	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策係長	総務省大臣官房秘書課主査
吉川昭雄	国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援係長	仙台市消防局青葉消防署警防課主査
西岡雅人	出向（大臣官房秘書課課長補佐 併任 年金業務・社会保険庁監視等委員会事務局調査員 併任 行政管理局 併任 行政評価局へ）	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐
中本敦也	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐	仙台市消防局警防部予防課長
森田晃司	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐	神戸市消防局警防部救急救助課高度救命推進係長
櫻井久也	併任 国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長	国民保護・防災部防災課防災情報室情報企画係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室通信企画係長
村岡嗣政	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
山崎実	出向 免 国民保護・防災部参事官付国際協力係長事務取扱（総務省研修専門官〔政策統括官〔統計基準担当〕付国際統計管理官付）	国民保護・防災部国際協力官 命 国民保護・防災部参事官付国際協力係長事務取扱
風間恭彦	国民保護・防災部国際協力官心得 命 国民保護・防災部参事官付国際協力係長事務取扱	総務省行政評価局評価監視調査官
佐藤彰	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹	国民保護・防災部参事官付主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹心得
大久保善幸	国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長 併任 国民保護・防災部参事官付救助係長	東京消防庁福生消防署総務課教養担当係長
池田隆雄	消防大学校庶務課主幹	総務省大臣官房秘書課栄典第二係長
寺山猛夫	消防大学校庶務課庶務係長	消防大学校庶務課主査
田浦武徳	出向（総務省自治行政局選挙部政治資金課調査係長 併任 政治資金課企画係長）	消防大学校庶務課主査
秋谷武志	併任解除 消防大学校庶務課主査	総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査
久富淳平	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
辻本裕之	併任解除（総務省自治財政局交付税課へ）	総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課
有澤友行	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
関沢愛	研究休職	消防大学校消防研究センター火災災害調査部長
箭内英治	消防大学校消防研究センター火災災害調査部長 併任解除	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官

2008年度全国統一防火標語・防火ポスター記者発表会

予防課

2008年度全国統一防火標語・防火ポスター記者発表会が、去る3月26日(水)に帝国ホテル(東京都千代田区)において、社団法人日本損害保険協会(江頭敏明会長)主催のもと開催されました。

発表会では、2008年度全国統一防火標語の発表に続き、防火ポスターモデルの北乃きいさん、日本損害保険協会半田勝男専務理事から荒木慶司消防庁長官へ防火ポスターが寄贈されました。

この防火ポスターは、約46万枚作成され、全国の消防署、学校、図書館などの公共施設等に掲出され、防火思想の普及に役立てられます。

2008年度全国統一防火標語

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」



北乃さん・半田専務理事から荒木長官へのポスターの寄贈

3月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第35号	平成20年 3月14日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防力の整備指針の一部改正について(通知)
消防危第43号	平成20年 3月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について(技術的助言)
消防特第23号	平成20年 3月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	「原子力施設等における消防活動対策マニュアル—地震対策編—」等の送付について
消防危第44号	平成20年 3月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	エタノール3%含有ガソリン(E3)を取り扱う給油取扱所に関する運用について
消防危第45号	平成20年 3月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	E T B Eを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について
消防危第54号	平成20年 3月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の周知について
消防情第48号	平成20年 3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	平成19年(1月~12月)における火災の概要(概数)について
消防応第41号 消防情第49号	平成20年 3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁応急対策室長 消防庁防災情報室長	ヘリコプターテレビ電送システムにおけるデジタル方式の導入について(通知)
消防応第35号	平成20年 3月28日	各都道府県知事	総務大臣	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について
消防危第55号	平成20年 3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成20年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて
消防予第74号	平成20年 3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の公布について(通知)
消防危第59号	平成20年 3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて
消防救第56号	平成20年 3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	患者等運送事業指導基準等の一部改正について